

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（作業主任者を選任すべき作業）</p> <p>第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。</p> <p>一 二十二（略）</p> <p>二十三 石綿若しくは石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下「石綿等」という。）を取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業を除く。）又は石綿等を試験研究のため製造する作業</p> <p>（製造等が禁止される有害物等）</p> <p>第十六条 法第五十五条の政令で定める物は、次のとおりとする。</p> <p>一 黄りんマツチ</p> <p>二 ベンジジン及びその塩</p> <p>三 四―アミノジフェニル及びその塩</p> <p>四 石綿</p> <p>（削除）</p> <p>五 四―ニトロジフェニル及びその塩</p> <p>六 ビス（クロロメチル）エーテル</p> <p>七 ベーターナフチルアミン及びその塩</p> <p>（削除）</p> <p>八 ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤（希釈剤を含む。）の五パーセントを</p>	<p>（作業主任者を選任すべき作業）</p> <p>第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。</p> <p>一 二十二（略）</p> <p>二十三 次に掲げる物を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業を除く。）</p> <p>イ 石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）</p> <p>ロ イに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの</p> <p>（製造等が禁止される有害物等）</p> <p>第十六条 法第五十五条の政令で定める物は、次のとおりとする。</p> <p>一 黄りんマツチ</p> <p>二 ベンジジン及びその塩</p> <p>三 四―アミノジフェニル及びその塩</p> <p>四 アモサイト</p> <p>五 クロシドライト</p> <p>六 四―ニトロジフェニル及びその塩</p> <p>七 ビス（クロロメチル）エーテル</p> <p>八 ベーターナフチルアミン及びその塩</p> <p>九 石綿（第四号及び第五号に掲げる物を除く。以下この号において同じ。）を含有する別表第八の二に掲げる製品で、その含有する石綿の重量が当該製品の重量の一パーセントを超えるもの</p> <p>十 ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤（希釈剤を含む。）の五パーセントを</p>

超えるもの

九 第二号、第三号若しくは第五号から第七号までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有し、又は第四号に掲げる物をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物

2 (略)

(名称等を表示すべき有害物)

第十八条 法第五十七条第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。

一〇二 (略)

(削除)

二の二〇二の五 (略)

三〇三十九 (略)

(作業環境測定を行うべき作業場)

第二十一条 法第六十五条第一項の政令で定める作業場は、次のとおりとする。

一〇六 (略)

七 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場
八〇十 (略)

(健康診断を行うべき有害な業務)

第二十二条 法第六十六条第二項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。

一〇二 (略)

三 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質(同号

超えるもの

十一 第二号から第八号までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物

2 (略)

(名称等を表示すべき有害物)

第十八条 法第五十七条第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。

一〇二 (略)

二の二 石綿(アモサイト及びクロシドライトを除く。)

二の三〇二の六 (略)

三〇三十九 (略)

(作業環境測定を行うべき作業場)

第二十一条 法第六十五条第一項の政令で定める作業場は、次のとおりとする。

一〇六 (略)

七 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質若しくは第六条第二十三号イ若しくはロに掲げる物を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場
八〇十 (略)

(健康診断を行うべき有害な業務)

第二十二条 法第六十六条第二項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。

一〇二 (略)

三 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質(同号

5に掲げる物及び同号37に掲げる物で同号5に係るものを除く。
（）を製造し、若しくは取り扱う業務（同号8若しくは32に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号8若しくは32に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務を除く。）、石綿等を取り扱う業務又は第十六条第一項各号に掲げる物を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務

四〇六（略）

2 法第六十六条第二項後段の政令で定める有害な業務は、次の物を製造し、又は取り扱う業務（第十一号若しくは第二十二号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十一号若しくは第二十二号に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び第十二号若しくは第十七号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十二号若しくは第十七号に係るものを鉱石から製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務を除く。）とする。

一（略）

一の二 石綿

（削除）

一の三（略）

二〇七（略）

八（略）

（削除）

九〇二十二（略）

二十三 第一号若しくは第一号の三から第七号までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有し、第一号の二に掲げる物をその重量の〇・一パーセントを超えて含有し、又は第八号に掲げる物をその重量の〇・五パーセントを超えて含有する製剤その他の物（合金にあつては、ベリリウムをその重量の三パーセントを超えて含有するものに限る。）

二十四 第九号から第二十二号までに掲げる物を含有する製剤そ

5に掲げる物及び同号37に掲げる物で同号5に係るものを除く。
（）を製造し、若しくは取り扱う業務（同号8若しくは32に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号8若しくは32に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務を除く。）、第六条第二十三号イ若しくはロに掲げる物を製造し、若しくは取り扱う業務又は第十六条第一項各号に掲げる物を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務

四〇六（略）

2 法第六十六条第二項後段の政令で定める有害な業務は、次の物を製造し、又は取り扱う業務（第十一号若しくは第二十二号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十一号若しくは第二十二号に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び第十二号若しくは第十七号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十二号若しくは第十七号に係るものを鉱石から製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務を除く。）とする。

一（略）

一の二 アモサイト

一の三 クロシドライト

一の四（略）

二〇七（略）

七の二（略）

八 石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）

九〇二十二（略）

二十三 第一号から第七号までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有し、又は第七号の二に掲げる物をその重量の〇・五パーセントを超えて含有する製剤その他の物（合金にあつては、ベリリウムをその重量の三パーセントを超えて含有するものに限る。）

二十四 第八号から第二十二号までに掲げる物を含有する製剤そ

3 其他の物で、厚生労働省令で定めるもの
(略)

(健康管理手帳を交付する業務)
第二十三条 法第六十七条第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

一 十 (略)

十一 石綿等を製造し、又は取り扱う業務

十二 (略)

(削除)

別表第九 名称等を通知すべき有害物(第十八条の二関係)

一 三十九 (略)

(削除)

四十 六百三十一 (略)

3 其他の物で、厚生労働省令で定めるもの
(略)

(健康管理手帳を交付する業務)
第二十三条 法第六十七条第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

一 十 (略)

十一 石綿(これをその重量の百分を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

十二 (略)

別表第八の二 石綿を含有する製品(第十六条関係)

一 石綿セメント円筒

二 押出成形セメント板

三 住宅屋根用化粧スレート

四 繊維強化セメント板

五 窯業系サイディング

六 クラッチフェーシング

七 クラッチライニング

八 ブレーキパッド

九 ブレーキライニング

十 接着剤

別表第九 名称等を通知すべき有害物(第十八条の二関係)

一 三十九 (略)

四十 石綿(アモサイト及びクロシドライトを除く。)

四十一 六百三十二 (略)

○輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
別表第二（第二条、第四条、第十一条関係）							
一 ～ 三五の 二		(略)		貨 物		地 域	
三 ～ 三五の 三		(一)～(四) (略) (五) 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十六条第一項第二号から第七号まで及び第九号に掲げる物（(一) に掲げるものを除く。） (六) (略)		全地域		(略)	
三 六 ～ 四五		(略)		(略)		(略)	
別表第二（第二条、第四条、第十一条関係）							
一 ～ 三五の 二		(略)		貨 物		地 域	
三 ～ 三五の 三		(一)～(四) (略) (五) 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十六条第一項第二号から第八号まで及び第十一号に掲げる物（(一) に掲げるものを除く。） (六) (略)		全地域		(略)	
三 六 ～ 四五		(略)		(略)		(略)	

○労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成七年政令第九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>第三条及び第四条 削除</p>	<p>附 則</p> <p>（アモサイト等に係る作業主任者等に関する経過措置）</p> <p>第三条 旧令別表第三第二号4又は37に掲げる物（新令第十六条第一項第四号又は第五号に係るものに限る。）で、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に製造され、又は輸入されたものに対する労働安全衛生法（以下「法」という。）第十四条、第五十七条、第六十五条第一項及び第六十六条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。</p> <p>第四条 新令第十六条第一項第四号若しくは第五号に掲げる物又は同項第十号に掲げる物で同項第四号若しくは第五号に係るもの（次項において「アモサイト等」という。）で、施行日前に製造され、又は輸入されたものについては、法第五十五条の規定は適用しない。</p> <p>2 施行日において現にアモサイト等を試験研究のために製造し、又は使用している者は、平成七年六月三十日までの間は、新令第十六条第二項の要件に該当しない場合においても、当該アモサイト等を製造し、又は使用することができる。</p>

○労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成十五年政令第四百五十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第二条 削除</p>	<p>附則</p> <p>（石綿含有製品に係る製造等の禁止に関する経過措置）</p> <p>第二条 改正後の労働安全衛生法施行令（次項において「新令」という。）第十六条第一項第九号に掲げる物（次項において「石綿含有製品」という。）で、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前に製造され、又は輸入されたものについては、労働安全衛生法第五十五条の規定は適用しない。</p> <p>2 施行日において現に石綿含有製品を試験研究のために製造し、又は使用している者は、平成十六年十二月三十一日までの間は、新令第十六条第二項の要件に該当しない場合においても、当該石綿含有製品を製造し、又は使用することができる。</p>